

大豊町の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

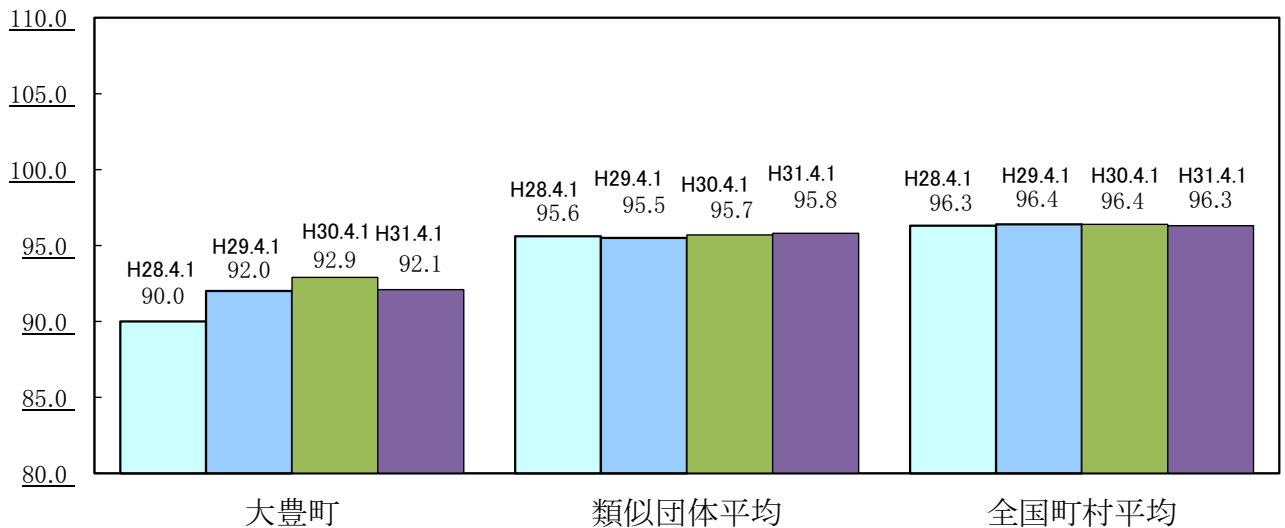
区分	住民基本台帳人口 (平成31年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 29年度の人件費率
30年度	3,693 人	5,788,135 千円	97,049 千円	766,254 千円	13.24%	13.83%

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
30年度	85 人	292,215 千円	24,822 千円	115,247 千円	432,284 千円	5,086 千円	5,429 千円

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
 2 職員数は、平成30年4月1日現在の人数である。
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいない。

(3) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
 2 () 書きの数值は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数
 3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

※ 平成31年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

該当なし

(4) 給与改定の状況

人事委員会は、設置していない。

①月例給

区分	人事委員会の勧告				給与改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A-B	勧告 (改定率)	
30年度	- 円	- 円	- 円 (%)	- %	- %

(参考) 国の改定率
0.09%

(注) 「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公務員の4月分の給与額をラスパイレース比較した平均給与月額である。

②特別給(期末・勤勉手当)

区分	人事委員会の勧告				年間支給月数
	民間の支給割合 A	公務員の支給月数 B	較差 A-B	勧告 (改定月数)	
30年度	- 月	- 月	- 月	- 月	- 月

(参考) 国の年間支給月数
4.50 月

(注) 「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

①給料表の見直し

[実施 ・ 未実施]

実施内容(平均引き下げ率、実施(実施予定)時期、経過措置の有無等具体的な内容(未実施の場合には、その理由))

(給料法の改定実施時期)
平成27年4月1日
(内容)
一般行政職の給料表については、国の見直しの内容を踏まえ、初任給を2,500円引上げ。若年層についても同程度の改定。その他は、給与制度の総合的見直し等により高齢層において、それぞれ1,100円の引上げを実施。(平均改定率0.4%)
他の給料表については、一般行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施。

②地域手当の見直し

	平成26年度の支給割合	平成27年度の支給割合		平成28年度の支給割合	平成29年度の支給割合	平成30年度の支給割合	令和元年度の支給割合
		4月1日現在	遡及改定後				
国基準による支給割合	0 %	1 %	2 %	3 %	3 %	3 %	3 %
大豊町の支給割合	- %	- %	- %	- %	- %	- %	- %

③その他の見直し内容

(6) 特記事項

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況 (平成31年4月1日現在)

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
大豊町	44.2 歳	302,100 円	362,896 円	321,691 円
高知県	42.9 歳	318,538 円	386,070 円	339,945 円
国	43.4 歳	329,433 円	- 円	411,123 円
類似団体	40.4 歳	294,223 円	344,020 円	323,330 円

②技能労務職

区分	公務員					民間			参考 A/B
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国比較ベース)	対応する民間の 類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	
大豊町	- 歳	- 人	- 円	- 円	- 円	-	-	-	-
うち清掃職員	- 歳	- 人	- 円	- 円	- 円	廃棄物処理業従業員	45.9 歳	296,600 円	
うち学校給食 職員	- 歳	- 人	- 円	- 円	- 円	調理士	46.3 歳	223,100 円	
高知県	58.0 歳	31 人	292,291 円	- 円	302,958 円	-	-	-	
国	50.9 歳	2,431 人	287,312 円	- 円	329,380 円	-	-	-	
類似団体	49.3 歳	2 人	281,624 円	308,109 円	296,469 円	-	-	-	

(注) 国家公務員欄における「平均給料月額」及び「平均給与月額(国ベース)」の括弧書きは、給与改定特例法による措置が無いとした場合の値(減額前)である。

区分	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員(C)	民間(D)	C/D
大豊町	- 円	- 円	-
うち清掃職員	- 円	4,102,900 円	-
うち学校給食 職員	- 円	3,058,300 円	-

※ 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。(平成～年の3年平均)

※ 技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※ 年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年度に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

③教育職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
大豊町	- 歳	- 円	- 円
高知県	- 歳	- 円	- 円
類似団体	- 歳	- 円	- 円

(注) 1 「平均給料月額」とは、平成31年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している。

(2) 職員の初任給の状況(平成31年4月1日現在)

区分	大豊町	高知県	国
一般行政職	大学卒 170,100 円	184,900 円	180,700 円
	高校卒 148,600 円	150,800 円	148,600 円
技能労務職	高校卒 146,000 円	153,000 円	- 円
	中学卒 138,000 円	139,400 円	- 円
教育職	大学卒 - 円	- 円	- 円
	高校卒 - 円	- 円	- 円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(平成31年4月1日現在)

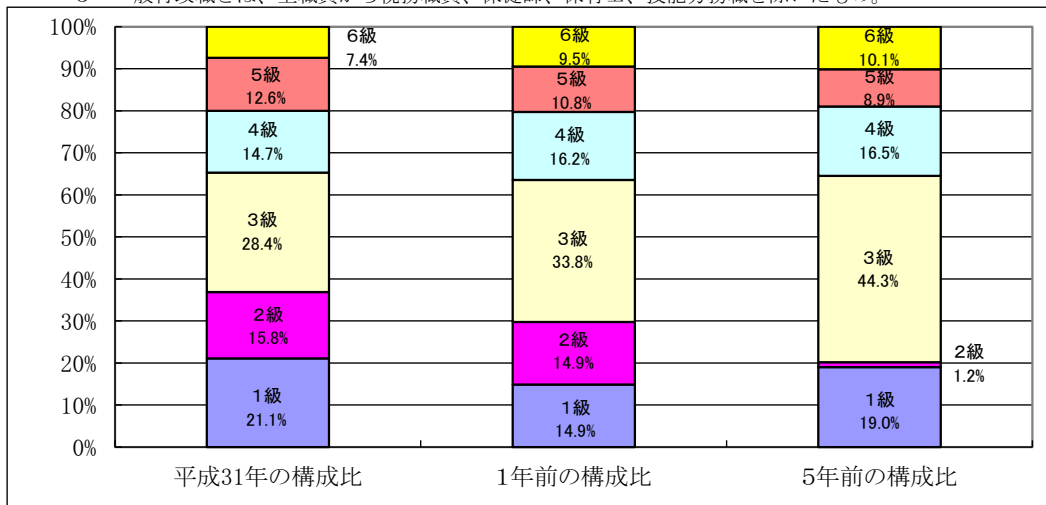
区分	経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒 (12年) 244,200 円	(22年) 328,300 円	(28年) 362,000 円	(31年) 385,800 円
	高校卒 (12年) 225,600 円	(22年) 310,000 円	- 円	(30年) 387,800 円
技能労務職	高校卒 - 円	- 円	- 円	- 円
	中学卒 - 円	- 円	- 円	- 円
教育職	大学卒 - 円	- 円	- 円	- 円
	高校卒 - 円	- 円	- 円	- 円

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況 (平成31年4月1日現在)

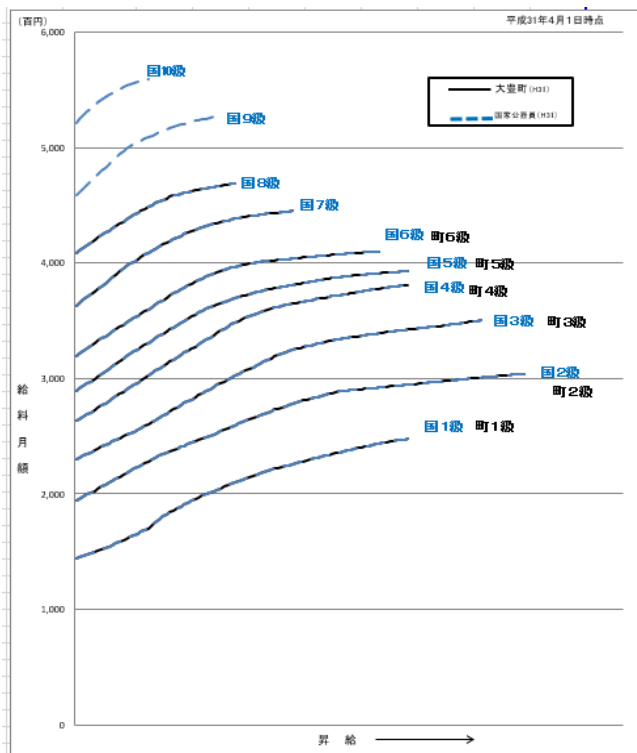
区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
6級	・課長、事務局長、教育次長の職務 ・参事の職務 ・会計管理者の職務	7人	7.4%	319,200円	410,200円
5級	・課長補佐の職務 ・副参事の職務	9人	12.6%	288,900円	393,000円
4級	・班長の職務 ・主査の職務	10人	14.7%	263,000円	381,000円
3級	・主幹の職務	21人	28.4%	230,000円	350,000円
2級	・主事(1級を除く。)の職務	11人	15.8%	194,000円	304,200円
1級	・主事(2級を除く。)の職務 ・主事補の職務	11人	21.1%	144,100円	247,600円

- (注) 1 大豊町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。
 3 一般行政職とは、全職員から税務職員、保健師、保育士、技能労務職を除いたもの。



(注) 平成18年に8級制から6級制に変更している。(旧給料表の1級及び2級並びに4級及び5級をそれぞれ統合)

(2) 国と給料表カーブ比較表 (行政職 (一)) (平成31年4月1日現在)



(2) 昇給への人事評価の活用状況（大豊町）

平成31年4月2日から令和2年4月1日 までにおける運用	管理職員		一般職員	
イ 人事評価を活用している				
活用している昇給区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
上位、標準、下位の区分	○		○	
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				
標準の区分のみ(一律)	△	○	△	○
ロ 人事評価を実施していない				
活用予定時期				

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

大豊町	高知県	国
1人当たり平均支給額(30年度) 1,387 千円	1人当たり平均支給額(30年度) 1,569 千円	—
(30年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.85 月分 (1.45)月分 (0.90)月分	(30年度支給割合) 期末手当 2.55 月分 勤勉手当 1.60 月分 (1.375)月分 (0.80)月分	(30年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.85 月分 (1.45)月分 (0.90)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5%~15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5%~20% ・管理職加算 10%~20%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5%~20% ・管理職加算 10%~25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への人事評価の活用状況（大豊町）

平成31年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ 人事評価を活用している				
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率	○		○	
上位、標準の成績率				
標準、下位の成績率				○
標準の成績率のみ(一律)	△	○	△	
ロ 人事評価を実施していない				
活用予定時期				

(2) 退職手当（平成31年4月1日現在）

大豊町			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分	最高限度額	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%~45%)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%~45%)	
(退職時特別昇給)	無し				
1人当たり平均支給額 (平成30年度)	- 千円	16,666 千円			

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、退職者が2名以下の場合には公表していません。

(3) 地域手当

(平成31年4月1日現在)

支給実績(30年度決算)		-		千円
支給職員1人当たり平均支給年額(30年度決算)		-		円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)	
-	- %	- 人	-	

(4) 特殊勤務手当 (平成31年4月1日現在)

支給実績(30年度決算)		0		千円
支給職員1人当たり平均支給年額(30年度決算)		0		円
職員全体に占める手当支給職員の割合(30年度)		0.0		%
手当の種類(手当数)				
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績(30年度決算)	左記職員に対する支給単価
伝染病防疫作業	感染症の防疫作業	感染症の防疫作業に従事する職員	- 千円	時給100円
災害時等の作業	災害時に特に危険を伴うおそれのある作業に従事、またはその作業の指導監督に当たる職員	従事する職員、また、その作業の指導監督に当たる職員	- 千円	時給120円

(5) 時間外勤務手当

支給実績(30年度決算)	22,620	千円
職員1人当たり平均支給年額(30年度決算)	290	千円
支給実績(29年度決算)	17,618	千円
職員1人当たり平均支給年額(29年度決算)	226	千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(平成30年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

(6) その他の手当 (平成31年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績(30年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(30年度決算)
扶養手当	・配偶者 6,500円・子 10,000円・父母等 6,500円 ・配偶者がいない場合の1人目 子 10,000円/父母等 9,000円 (扶養親族のうち15歳に達する日以後の年度初めから22歳に達する日以後の年度末までの間にある子1人につき5,000円を加算) ※改正に係る負担軽減のため経過措置中	同		9,230 千円	108,588 円
住居手当	・家賃の場合 家賃12,000円を超える場合家賃に応じて27,000円を限度に支給	同		5,493 千円	64,624 円
通勤手当	・交通機関は月額30,800円を限度額とし全額支給 30,800円を限度に運賃相当額 ・自動車等利用は片道の使用距離区分毎に支給(15,800円を限度) ・徒歩及び片道の使用距離が2km未満は支給しない	異	使用距離区分及び公共交通機関使用時の上限額	6,584 千円	77,459 円
管理職手当	定額月23,000円	異	国:8~25%	1,932 千円	276,000 円
休日勤務手当	100分の135	同		394 千円	5,051 円
宿日直手当	一回4,400円			559 千円	6,576 円

5 特別職の報酬等の状況 (平成31年4月1日現在)

区 分		給 料		月 額		等	
給 料 報 酬	町 長	651,000	円	(参考)類似団体における最高/最低額			
	副 町 長	576,000	円	827,000	円/	498,000	円
	議 長	268,000	円	316,000	円/	186,300	円
	副 議 長	214,000	円	265,000	円/	129,600	円
	議 員	192,000	円	257,000	円/	109,000	円
期 末 手 当	市区町村長 副 町 長	(31年度支給割合) 6月期 1.225月分 12月期 1.375月分 計 2.60月分					
	議 長 副 議 長 議 員	(31年度支給割合) 6月期 1.225月分 12月期 1.375月分 計 2.60月分					
退 職 手 当	町 長	(算定方式)		(1期の手当額)	(支給時期)		
	副 町 長	651千円×5×在職年数		13,020千円	任期毎		
	備 考	576千円×3×在職年数		6,912千円	任期毎		

- (注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。
 2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

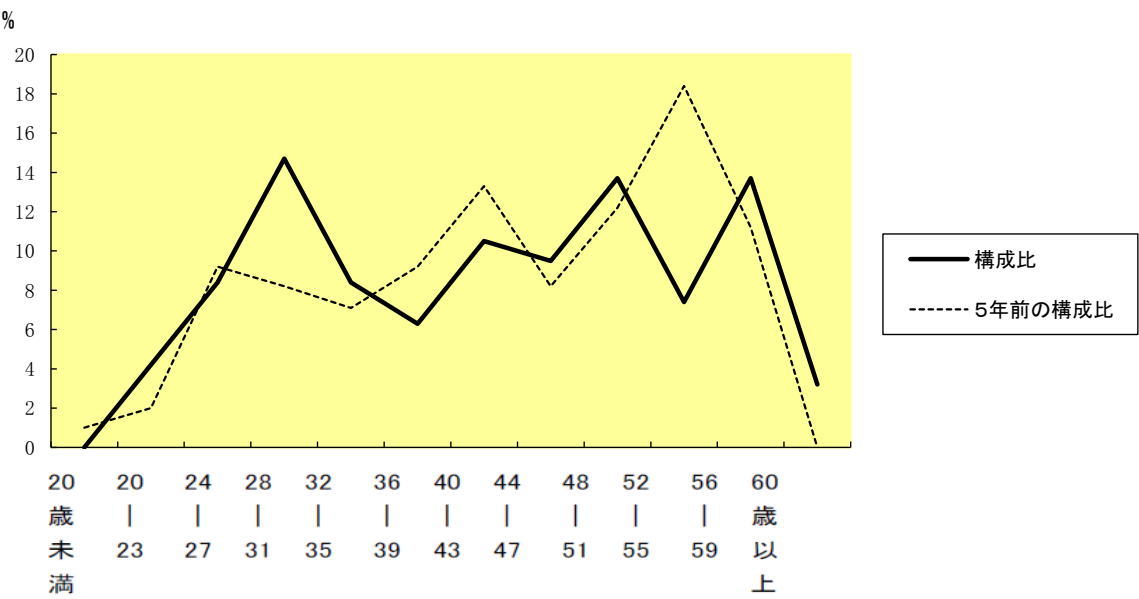
(各年4月1日現在)

部 門	区 分	職 員 数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由
		平成30年	平成31年		
普 通 会 計 部 門	議会	1	1	0	
	総務	21	19	△ 2	総務一般業務の合理化(▲1) 育児休業復職に伴う減(▲1)
	一般行政部門	5	5	0	
	農林水産	14	15	1	林野庁への派遣研修(1)
	商工	3	3	0	
	土木	5	4	△ 1	土木一般業務の合理化(▲1)
	民生衛生	23	24	1	育児休業に伴う補充(1)
	計	77	76	△ 1	<参考> 人口1万人当たり職員数 211.89 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 192.18 人)
	教育部門	8	9	1	給食センター業務の充実(1)
	小 計	85	85	0	<参考> 人口1万人当たり職員数 233.90 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 225.77 人)
公 営 企 業 計 等 部 門	水道	1	1	0	
	その他	10	9	△ 1	介護事業の合理化(▲1)
	小 計	11	10	△ 1	
	合計	96 [160]	95 [160]	△ 1 [0]	<参考> 人口1万人当たり職員数 264.17 人

- (注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。
 2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況 (平成31年4月1日現在)

(例)



区分	20歳未満	20歳23歳	24歳27歳	28歳31歳	32歳35歳	36歳39歳	40歳43歳	44歳47歳	48歳51歳	52歳55歳	56歳59歳	60歳以上	計
職員数	人	4	8	14	8	6	10	9	13	7	13	3	95

※ 教育長除く

(3) 職員数の推移

(単位：人・%)

年度	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	過去5年間の増減数(%)
一般行政	78	77	77	76	77	76	△ 2 (△ 2.6%)
教育	11	9	10	9	8	9	△ 2 (△ 18.2%)
普通会計 計	89	86	87	85	85	85	△ 4 (△ 4.5%)
公営企業会計 計	10	11	11	11	11	10	0 (0.0%)
総合計	99	97	98	96	96	95	△ 4 (△ 4.0%)

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。
 2 合併した団体にあたっては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。

7 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は実 質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 29年度の総費用に占 める職員給与費比率
30年度	千円 113,392	千円 0	千円 *	% *	% *

区分	職員数 A	給与費				一人当たり 給与費 B/A
		給料 千円	職員手当 千円	期末・勤勉手当 千円	計 B 千円	
30年度	人 1	千円 *	千円 *	千円 *	千円 *	千円 *

(参考)市町村平均 一人当たり給与費
千円 6,181

(注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。

2 職員数は、平成31年3月31日現在の人数である。

3 個人情報の観点から、対象となる職員数が1人の場合は、当該箇所を「アスタリスク(*)」としている。

イ 特記事項

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況 (平成31年4月1日現在)

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
大豊町	* 歳	* 円	* 円
団体平均	44.3 歳	340,929 円	514,169 円
事業者	歳		円

(注) 1 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

2 個人情報の観点から、対象となる職員数が1人の場合は、当該箇所を「アスタリスク(*)」としている。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

水道事業		大豊町 (一般行政職・団体平均等)	
1人当たり平均支給額(30年度)		1人当たり平均支給額(30年度)	
* 千円		* 千円	
(30年度支給割合)		(30年度支給割合)	
期末手当 2.60 月分 (1.45)月分	勤勉手当 1.85 月分 (0.90)月分	期末手当 2.60 月分 (1.45)月分	勤勉手当 1.85 月分 (0.90)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5%~15%		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5%~15%	

(注) 1 ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

2 個人情報の観点から、対象となる職員数が1人の場合は、当該箇所を「アスタリスク(*)」としている。

イ 退職手当 (平成31年4月1日現在)

水 道 事 業			大豊町 (一般行政職・団体平均等)		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分	最高限度額	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%~45%)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%~45%)	
(退職時特別昇給)		(退職時特別昇給)	
1人当たり平均支給額	千円	千円	1人当たり平均支給額	千円	千円

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、退職者が2名以下の場合には公表していません。

ウ 地域手当

(平成31年4月1日現在)

支給実績(30年度決算)		-		千円
支給職員1人当たり平均支給年額(30年度決算)		-		円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度(支給率)	
-	- %	- 人	-	%

エ 特殊勤務手当 (平成31年4月1日現在)

支給実績(30年度決算)	-			千円
支給職員1人当たり平均支給年額(30年度決算)	-			円
職員全体に占める手当支給職員の割合(30年度)	-			%
手当の種類(手当数)				
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価	
災害時等の作業	災害時に特に危険を伴うおそれのある作業に従事、またはその作業の指導監督に当たる職員	従事する職員、また、その作業の指導監督に当たる職員	時給120円	

オ 時間外勤務手当

支給実績(30年度決算)	* 千円
職員1人当たり平均支給年額(30年度決算)	* 千円
支給実績(29年度決算)	* 千円
職員1人当たり平均支給年額(29年度決算)	* 千円

(注) 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(平成30年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

3 個人情報の観点から、対象となる職員数が1人の場合は、当該箇所を「アスタリスク(*)」としている。

カ その他の手当 (平成31年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績(30年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(30年度決算)
扶養手当	・配偶者 6,500円・子 10,000円・父母等 6,500円 ・配偶者がいない場合の1人目 子 10,000円/父母等 9,000円 (扶養親族のうち15歳に達する日以後の年度初めから22歳に達する日以後の年度末までの間にある子1人につき5,000円を加算) ※改正に係る負担軽減のため経過措置中	同		* 千円	* 円
住居手当	・家賃の場合 家賃12,000円を超える場合家賃に応じて27,000円を限度に支給	同		* 千円	* 円
通勤手当	・交通機関は月額30,800円を限度額とし全額支給 30,800円を限度に運賃相当額 ・自動車等利用は片道の使用距離区分毎に支給(15,800円を限度) ・徒歩及び片道の使用距離が2km未満は支給しない	同		* 千円	* 円
管理職手当	定額月23,000円	同		* 千円	* 円
休日勤務手当	100分の135	同		* 千円	* 円

(注) 1 個人情報の観点から、対象となる職員数が1人の場合は、当該箇所を「アスタリスク(*)」としている。